

2026. 6

訪問看護契約書

重要事項説明書

様

大阪いずみ市民生活協同組合
在宅サービス コープスマイルホーム松原 訪問看護
松原市岡7丁目229-1
TEL:072-339-2521 fax:072-331-8864

訪問看護サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、大阪いずみ市民生活協同組合の運営する在宅サービス コープスマイルホーム松原 訪問看護（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、各々対等な立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

1 この契約の目的と内容について

事業者は、利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように訪問看護サービスを提供します。利用者は、事業者から提供された訪問看護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料」といいます）を支払います。

2 この契約の期間について

この契約の契約期間は 年 月 日 から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了日をもって終了するものとします。

ただし、契約満了日の2日前までに、利用者が事業所に対して、契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、次の利用者の要支援認定の有効期間の満了日までとします。

3 契約内容の変更、契約の解約と自動終了について

この契約内容の変更、契約の解約と自動終了の条件については、つぎのとおりです。

(1) 契約内容の変更

① 利用料等の変更

ア 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には、重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更の予定から1ヶ月以上の期間において、利用者に、その内容を通知するものとします。

イ 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。

ウ 利用者は利用等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者へ文書で通知することで、この契約を解約することができます。

② 利用サービス内容の変更

介護看護計画の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者は予めその内容を利用者に文書で説明し、承諾を得てこの契約の一部変更契約を締結するものとします。

ただし、変更内容が利用者の費用負担の増減を伴わない場合には、利用者の承諾を得た上で、訪問看護の内容の変更合意書締結に代えることができます。

(2) 契約の解約

① 利用者から行う解約措置

ア 利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。

ただし、利用者に病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

イ つぎの場合、利用者は事業者へ通知することにより事前申出の期間を設けることなく、この契約を解約することができます。

(ア) 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合

(イ) 事業者が守秘義務に反した場合

(ウ) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(エ)事業者が破産した場合

(オ)その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

② 事業所から行う解約措置

事業所は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間の事前申出の期間なしに、この契約を解約することにより、この契約を解約することができます。

ただし、つぎの場合には、1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。

イ 利用者またはその家族などが事業者や従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。

(3) 契約の自動終了

ア 利用者が介護保険施設に入所した場合

イ 利用者の介護認定区分が自立もしくは要介護と判定された場合

ウ 利用者が死亡した場合

4 事業者の債務について

(1) 訪問看護計画の策定とそれにもとづくサービスの提供

① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、病状及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、利用者の状況、病状や希望を踏まえて「訪問看護計画」を変更するときも同様の取扱いを行います。

② 事業者は、訪問看護サービスを「訪問看護計画」に沿った内容で提供し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、「訪問看護計画」が変更されたときも同様の取扱いを行います。

(2) サービス提供の記録

① 事業所は、訪問看護の実施ごとに、そのサービス提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

② 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、サービス提供の日から5年間保管します。

③ 利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(3) 秘密保持及び個人情報の保護

① 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(4) 賠償責任

① 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

- ② 事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
- (5) 事故発生時の対応
 - ① 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市長村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - ② 事業者は、前項の事故及びの状況及び事故に際して採った処置について記録し、また事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (6) 緊急時の対応
 - 事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。
- (7) 合意裁判管轄について
 - この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一新管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。
- (8) 身分証携行義務
 - サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- (9) 連携
 - ① 事業者は、訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
 - ② 事業者は、この契約に基づく「訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
 - ③ 事業者は、この契約の内容が変更された場合または本契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

5 契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて

- (1) 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

訪問看護重要事項説明書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	大阪いずみ市民生活協同組合
代表者氏名	理事長 勝山暢夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市堺区南花田口町二丁目2番15号 電話 072-330-0023 FAX072-330-0026
法人設立年月日	1975年 6月 12日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	在宅サービス コープスマイルホーム松原 訪問看護
介護保険指定 事業所番号	松原市指定 2764890352
事業所所在地	大阪府松原市岡7丁目 229-1
連絡先 相談担当者名	電話:072-339-2521 FAX 番号:072-331-8864 管理者 塩見 有希子
通常の実施地域	松原市、堺市、和泉市 但し、要望があれば状況等により、通常の実施区域以外でも検討します。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	大阪いずみ市民生活協同組合が設置する在宅サービス コープスマイルホーム松原 訪問看護(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の

	事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月1日大阪府条例第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前9:00～午後6:00

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 塩見 有希子		
職 種	人員数		
訪 問 看 護 師	2.5人以上		
理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士	0人		

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
健康相談	・健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など) ・特別な病状の観察と助言・心の健康のチェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながりなど)
日常生活の看護	・清潔のケア・食生活の援助・排泄のケア・療養環境の整備・寝たきり、床ずれ予防のためのケア・通院、入所、散歩などの付き添い・終末期の看護・コミュニケーションの援助
在宅リハビリ テーション看護	・体位交換、関節などの運動・日常生活動作の訓練(食事、排泄、移動、入浴、歩行など)・日常生活用具(ベッド、ポータブルトイレ、補聴器、車椅子、食器など)の利用相談・発声・発語・嚥下訓練等
精神・心理的な看護	・不安な精神、心理状態のケア ・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・社会生活への復帰援助 ・事故防止のケア ・服薬のケア
認知症の看護	・認知症のケアと相談 ・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・悪化防止のケア ・事故防止のケア
介護者の相談	・あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談・精神的支援
検査・治療促進の ための看護	・慢性疾患(糖尿病、高血圧、肝臓病など)の看護と療養生活の相談 ・床ずれ、その他創部の処理 ・留置カテーテルなどの管理・服薬指導、管理 ・その他、かかりつけの医師の指示による処置、検査

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

訪問看護ステーションの場合

サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
昼間	3,359円	336円	5,039円	504円	8,806円	881円	12,069円	1,207円
早朝・夜間	4,193円	420円	6,298円	630円	11,007円	1,101円	15,086円	1,509円
深夜	5,038円	504円	7,558円	756円	13,209円	1,321円	18,103円	1,811円

※ 准看護師の訪問看護は1回につき90/100相当の料金となります。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

- ① 利用者またはその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、且つ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合、緊急時訪問看護加算として、1 月につき料金 6,141 円、利用料 614 円が加算となります。1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問が早朝・夜間、深夜の料金になります。
- ② 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合、以下の料金が加算とあります。

加算名	料金	利用料	心身の状態
特別管理加算(Ⅰ)	5,350 円	535 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等
特別管理加算(Ⅱ)	2,675 円	268 円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等

※上記利用者に対して、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満のか訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、訪問看護の所要時間を通算した時間が 1 時間 30 分以上となる場合は、1 回につき、料金 3,210 円、利用料 321 円が加算となります。

- ③ 同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合、1 回につきそれぞれの料金を所定の料金に加算となります。
1. 複数名訪問加算(Ⅰ)【2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合】
 - 所要時間 30 分未満の場合・・・料金 2,717 円、利用料 272 円
 - 所要時間 30 分以上の場合・・・料金 4,301 円、利用料 431 円
 2. 複数名訪問加算(Ⅱ)【看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合】
 - 所要時間 30 分未満の場合・・・料金 2,151 円、利用料 215 円
 - 所要時間 30 分以上の場合・・・料金 3,392 円、利用料 340 円
- ④ 医療機関等から退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、看護師と主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合、退院時共同指導加算として、1 回につき料金 6,420 円、利用料 642 円が初回月のみ加算となります。
- ⑤ 新規の利用者に対して、訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合、初回加算として、退院日当日は、1 か月につき料金 3,745 円、利用料 375 円、翌日以降は 1 か月につき料金 3,210 円、利用料 321 円が初回月のみ加算となります。
- ⑥ たんの吸引等が必要な利用に対して、訪問介護事業所と連携し、計画の作成及び訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合、看護・介護職員連携強化加算として、1 月につき料金 2,675 円、利用料 268 円が加算されます。
- ⑦ 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果の情報提供を行ったとき、1 月 1 回限り 500 円、利用料 50 円が加算されます。
- ⑧ 自宅で死亡した利用者について看護師が死亡日及び死亡前日 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)は死亡月につき料金 26,750 円、利用料 2,675 円が加算となります。
- *その他、訪問看護ステーションにエンゼルケアを依頼した場合、エンゼルケアとして 5,000 円(税込)を別途に徴収いたします。ただし、介護保険適応外となっておりますので、全額自己負担になります。
- ⑨ 介護職員等処遇改善加算
介護分野の職員の処遇改善については、他職種と遜色のない処遇改善改善を行うこととされ、介護報酬の総単位数に加算率(1.8%)を乗じる。

*指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

		要介護1～4の利用者(1割の場合)		要介護5の利用者(1割の場合)	
		料金	利用料	料金	利用料
1月	看護師の場合	31,682 円	3,168 円	40,242 円	4,024 円
	准看護師の場合	31,049 円	3,105 円	39,437 円	3,944 円
日割	看護師の場合	1,056 円	105 円	1,341 円	134 円
	准看護師の場合	1,034 円	103 円	1,314 円	131 円

*主治の医師が、利用者に急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、特別指示の日数に応じて1日につき料金 1,037 円、利用料 103 円を所定単位から減算します。

*訪問看護ステーション・定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携事業所の加算

利用者に対する加算項目は、以下のとおりです。	
(ア) 初回加算	(イ) 特別管理加算 I
(ウ) 夜間・早朝加算	(エ) 特別管理加算 II
(オ) 深夜加算	(カ) 緊急時訪問看護加算
(キ) 長時間訪問看護加算	(ク) ターミナルケア加算
(ケ) 複数名訪問加算	(コ) 退院時共同指導加算
(サ) 特別地域訪問看護加算	(シ) 看護・介護職員連携強化加算
(ス) 看護体制強化加算	(セ) サービス提供体制強化加算
(ソ) 口腔連携強化加算	(タ) 介護職員等処遇改善加算

4 その他の費用について

①交通費	①利用者の居宅が通常の事業実施地域の場合、交通費は無料 ②利用者の居宅が通常の事業実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。尚、自動車を使用する場合、事業所から片道 10km以内の場合は無料、片道 10kmを超える場合は 1,100 円(税込み)とします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12 時間前までのご連絡の場合	1 提供あたりの料金の 1000 円を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 2000 円を請求いたします。
※但し、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供に必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者様(お客様)の別途負担となります。	

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届けします。
-----------------	--

② 利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 請求月の 20 日または、27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>
------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者 塩見 有希子</p> <p>イ 連絡先電話番号 072-339-2521 FAX 072-331-8864</p> <p>ウ 受付日および受付時間 月曜日～日曜日 午後9時～午後6時</p>
---	--

※ 担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後において</p>
--------------------------	--

	<p>も継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する選任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 塩見 有希子
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当訪問看護事業従事者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

12 衛生管理等

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

13 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

15 事故発生時の対応方法について

- ① 事業者は訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講

じます。

- ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、又事故が生じた原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

※ 使用済の針等が誤って看護師等に刺さってしまった場合、感染予防の為、利用者の血液検査等、必要な処置を講じます。

16 損害賠償責任について

- ① 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。
- ② 事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護サービス事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害賠償、財物損壊賠償、経済的損害賠償、人権侵害賠償

17 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

18 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

19 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

20 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

21 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日

常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先: _____)

(2)

(3) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負 担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額 (見積もり) 合計額				円	円

(4) その他の費用

①交通費の有無	(有・無の別を記載) サービス提供1回当たり… (円)
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(5) 1か月当りのお支払い額 (利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) とその他の費用の合計) の目安

お支払い額の目安	(目安金額の記載)
----------	-----------

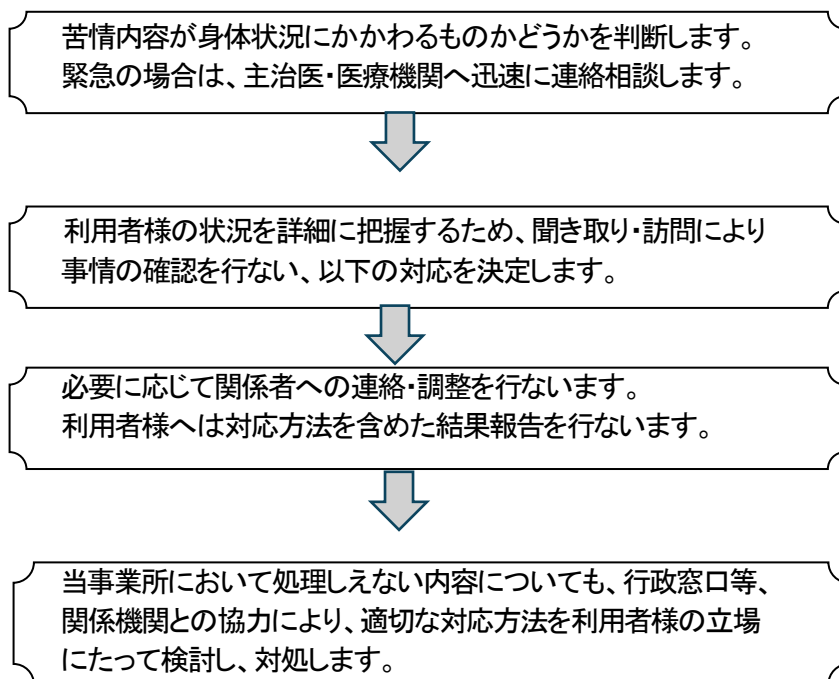
※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

22 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。



サービス提供に関するご相談、苦情は以下のところにご連絡ください。

【訪問看護事業者の窓口】 在宅サービス コープスマイルホーム松原 訪問看護 管理者 塩見 有希子	【所在地】 松原市岡7丁目 229-1 【受付時間】 午前9時～午後5時 【電話】 072-339-2521
【市町村の窓口】 松原市健康部 高齢介護課	【所在地】 松原市阿保1丁目1番1号 【受付時間】 午前9時～午後5時30分(月～金・祝日除く) 【電話】 072-334-1550
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	【所在地】 大阪市中央区常磐町1-3-8 中央大通FNビル 【受付時間】 午前9時～午後5時 【電話】 06-6949-5418

23 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

24 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表します。

上記の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生省令第 115 号)」の規定に基づき、利用者に契約内容・重要事項説明の説明を行い、同意を得ました。

契約締結日 年 月 日

【事業 者】

住所 大阪府堺市堺区南花田口町二丁目 2 番 15 号
事業者名 大阪いずみ市民生活協同組合
代表者名 理事長 勝山 暢夫

○この契約に定める訪問看護サービスを担当する事業所に関する記載

事業所名 在宅サービス コープスマイルホーム松原 訪問看護
事業所所在地 大阪府松原市岡7丁目 229-1
事業所責任者名 塩見 有希子(指定番号 2764890352 大阪府)
上記内容の説明を事業所から確かに受け、同意します。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人(署名代行者)

住 所 _____

氏 名 _____

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名(必要に応じて押印)の上、1通ずつ保有するものとします。